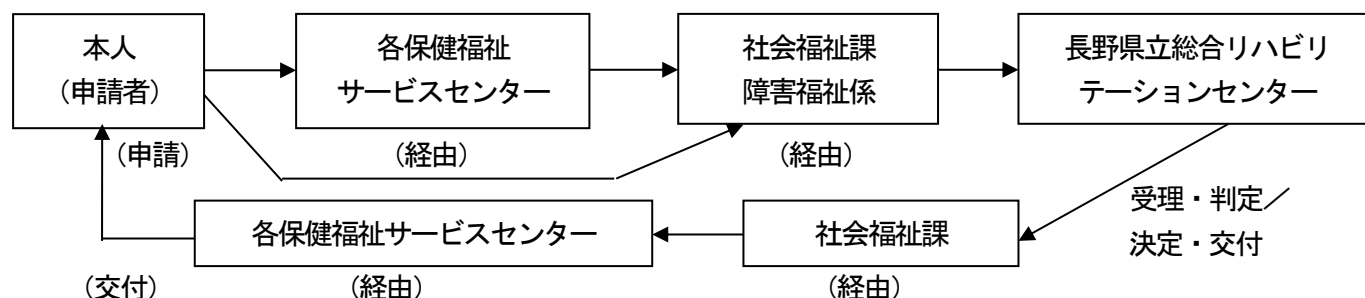


2. 手帳の交付と障害の状態

障害の程度が法律の要件に合致する場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付が受けられます。手帳の交付によって、各保健福祉施策の対象となることができます。

1 身体障害者手帳							
内 容	この手帳は、身体に障害のある方が身体障害者福祉法の定める障害程度に該当すると認められた場合に交付されるもので、障害の程度によって1級から6級まで区分されます。また、交通運賃割引等の区分のため1種または2種に分けられます。						
交付対象	＜障害の部類・等級＞						
	等級 部類	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	視覚	○	○	○	○	○	○
	聴覚・平衡機能		○	○	○	○	○
	音声・言語・そしゃく			○	○		
	肢体不自由	○	○	○	○	○	○
	内部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の機能障害)	○	○	○	○		
※障害程度の変更、手帳の紛失・破損、住所の変更が生じた場合、又は手帳を必要としなくなった場合手続が必要ですのでご相談ください。							
手 続	○手続にお持ちいただくもの ・ 指定医師による診断書（各障害部類ごとに診断書があります） ・ 申請書 ・ 写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽 2枚） ・ 個人番号カード又は通知カードと本人確認書類 ※診断書と申請書は下記窓口にあります。						
窓 口	○保健福祉サービスセンター（東部・西部・中部・北部） ○社会福祉課 障害福祉係						



○身体障害者障害程度等級表

□は、第1種 身体障害者の範囲

□は、第2種 //

1 視覚障害

1 級	視力の良い方の眼の視力が0.01 以下のもの				
2 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02 以上0.03 以下のもの	2 視力の良い方の眼の視力が0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が28 度以下のもの	4 両眼開放視認点数が70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が20 点以下のもの	
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04 以上0.07 以下のもの	2 視力の良い方の眼の視力が0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの	3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が56 度以下のもの	4 両眼開放視認点数が70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの	
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08 以上0.1 以下のもの	2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの	3 両眼開放視認点数が70 点以下のもの		
5 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2 かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの	2 両眼による視野の1/2 以上が欠けているもの	3 両眼中心視野角度が56 度以下のもの	4 両眼開放視認点数が70 点を超えかつ100 点以下のもの	5 両眼中心視野視認点数が40 点以下のもの
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3 以上0.6 以下かつ他方の眼の視力が0.02 以下のもの				

2 聴覚障害

1 級		
2 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB 以上のもの（両耳全ろう）	
3 級	両耳の聴力レベルがそれぞれ90dB 以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	
4 級	1 両耳の聴力レベルが80dB 以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）	2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50% 以下のもの
5 級		
6 級	1 両耳の聴力レベルが70dB 以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）	2 一側耳の聴力レベルが90dB 以上、他側耳の聴力レベルが50dB 以上のもの

3 平衡機能障害

1 級	
2 級	
3 級	平衡機能の極めて著しい障害
4 級	
5 級	平衡機能の著しい障害
6 級	

4 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害

1 級	
2 級	
3 級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4 級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5 級	
6 級	

□は、第1種 身体障害者の範囲

□は、第2種 //

5 肢体不自由（上肢機能）

1 級	1 両上肢の機能を全廃したもの				2 両上肢を手関節以上で欠くもの							
2 級	1 両上肢の機能の著しい障害		2 両上肢のすべての指を欠くもの		3 一上肢を上腕の 1/2 以上で欠くもの		4 一上肢の機能を全廃したもの					
3 級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの		2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの		3 一上肢の機能の著しい障害		4 一上肢のすべての指を欠くもの		5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの			
4 級	1 両上肢のおや指を欠くもの	2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの	7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害				
5 級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害		2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害		3 一上肢のおや指を欠くもの		4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの		5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害		6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	
6 級	1 上肢のおや指の機能の著しい障害				2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの				3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの			
7 級	1 一上肢の機能の軽度の障害		2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害		3 一上肢の手指の機能の軽度の障害		4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害		5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの		6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	

注) 7級に該当する障害については、2つ以上重複する場合に手帳交付の対象となります。

□は、第1種 身体障害者の範囲

□は、第2種 //

6 肢体不自由（下肢機能）

1 級	1 両下肢の機能を全廃したもの			2 両下肢を大腿の 1/2 以上で欠くもの		
2 級	1 両下肢の機能の著しい障害			2 両下肢を下腿の 1/2 以上で欠くもの		
3 級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの		2 一下肢を大腿の 1/2 以上で欠くもの		3 一下肢の機能を全廃したもの	
4 級	1 両下肢のすべての指を欠くもの	2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの	3 一下肢を下腿の 1/2 以上で欠くもの	4 一下肢の機能の著しい障害	5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの	6 一下肢が健側に比して 10cm 以上又は健側の長さの 1/10 以上短いもの
5 級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害		2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの		3 一下肢が健側に比して 5cm 以上又は健側の長さの 1/15 以上短いもの	
6 級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの			2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		
7 級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害	2 一下肢の機能の軽度の障害	3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害	4 一下肢のすべての指を欠くもの	5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの	6 一下肢が健側に比して 3cm 以上又は健側の長さの 1/20 以上短いもの

注) 7 級に該当する障害については、2 つ以上重複する場合に手帳交付の対象となります。

7 肢体不自由（体幹機能）

1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	
2 級	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの	2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
4 級		
5 級	体幹の機能の著しい障害	
6 級		

□は、第1種 身体障害者の範囲

□は、第2種 //

8 肢体不自由（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）

上肢機能	1 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
	2 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
	3 級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
	4 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	5 級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
	6 級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
	7 級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
移動機能	1 級	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
	2 級	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	3 級	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
	4 級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	5 級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
	6 級	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
	7 級	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

注) 7級に該当する障害については、2つ以上重複する場合に手帳交付の対象となります。

□は、第1種 身体障害者の範囲

□は、第2種 //

9 内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓）

心臓機能	1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	2 級	
	3 級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
	4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
じん臓機能	1 級	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	2 級	
	3 級	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
	4 級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
呼吸器機能	1 級	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	2 級	
	3 級	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
	4 級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
ぼうこう又は直腸機能	1 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	2 級	
	3 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
	4 級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
小腸機能	1 級	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
	2 級	
	3 級	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
	4 級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
免疫機能	1 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
	2 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
	3 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	4 級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
肝臓機能	1 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
	2 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
	3 級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	4 級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

